

# パブリック・コメント募集中

パブリック・コメント制度とは、市の基本的な政策の策定にあたり、その案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要、当該意見に対する実施機関の考え方等を公表する制度です。この度三島市では、三島市住宅マスタープランの策定にあたり、下記によりパブリック・コメントを募集します。

## 記

案 件 名	三島市住宅マスタープラン(案)
趣 旨	地域の住宅事情や特性に応じ、安全・安心・快適な住生活の確保に向け、計画的かつ総合的な住宅施策を展開するための10年間の基本計画。 *第5章の三島市マンション管理適正化推進計画は別途パブリック・コメントを実施しています。
資 料	三島市住宅マスタープラン(案) 施設に備え付けの資料をご覧ください。また、三島市のホームページからダウンロードすることができます。
応募対象者	1.市内に住所を有する者 2.市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体 3.市内に存する事務所または事業所に勤務する者 4.市内に存する学校に在学する者 5.その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する者
意見の 応募期間	令和4年1月28日(金)から令和4年2月28日(月)まで (最終日必着でお願いします。)
意見の 提出方法と あて先	1.三島市のホームページから提出する場合： ※インターネットで「三島市パブリック・コメント」を検索してください。 2.郵送の場合：〒411-8666 三島市北田町4-47 三島市役所 住宅政策課 三島住まい推進室 3.ファクシミリの場合：055-973-6722 4.電子メールの場合：jyuutaku@city.mishima.shizuoka.jp 5.持参の場合：三島市役所 西館2階 住宅政策課 三島住まい推進室 (平日8:30から17:15までにご持参ください。)  パブリック・コメントをするための意見の書き込み用紙は、備え付けの各案件の「パブリック・コメント用紙」をご利用ください。なお、三島市パブリック・コメントのホームページでは、PDF版、WORD版のファイル形式により「パブリック・コメント用紙」をダウンロードすることができます。
意見提出時の 注意事項	1.提出者(ご自分)が、応募対象者のうち次のア～オのどれに該当する者か必ずお選びいただきます。 ア. 市内に住所を有する者 イ. 市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体 ウ. 市内に存する事務所または事業所に勤務する者 エ. 市内に存する学校に在学する者 オ. その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する者 2.提出者の住所(又は所在)、氏名(又は団体名)、連絡先等(電話番号、メールアドレス等)について記載してください。 3.意見をするとき、案件のどの部分の意見(資料の○ページ○行目についての意見等)かを明確にし、意見内容を記載してください。
意見の 取 扱 い	提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方は、市ホームページに掲載し公表します。なお、提出された意見への個別回答はいたしません。
お問い合わせ	〒411-8666 三島市北田町4-47 三島市役所 住宅政策課 三島住まい推進室 電話 055-983-2750 E-mail: jyuutaku@city.mishima.shizuoka.jp